地方分権の推進についての主な動き

プロノフノフィ田		しいての土な割る			
[H5]	6/3,4	地方分権の推進に関する決議(衆参)	[H20]	5/28	地方分権改革推進委員会「第 1 次勧告」
[H7]	5/15	<u>地方分権推進法成立</u>			・重点行政分野の見直し・基礎自治体への権限移譲
[H8]	12/20	地方分権推進委員会		12/8	地方分権改革推進委員会「第2次勧告」
	\sim	第 1 次勧告~第 4 次勧告			・出先機関改革・義務付け・枠付けの見直し
[H9]	10/9	• 機関委任事務制度の廃止等		6/16	第 29 次地方制度調査会答申
		• 事務区分、国地方関係調整ルール等			「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答
		• 地方事務官 • 係争処理手続 等			申」
[H10]	5/29	「地方分権推進計画」閣議決定		10/7	地方分権改革推進委員会「第3次勧告」
	11/19	地方分権推進委員会第5次勧告			・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
[H11]	3/26	「第 2 次地方分権推進計画」閣議決定			・地方自治関係法制の見直し・国と地方の協議の場の法制化
	7/8			11/9	地方分権改革推進委員会「第4次勧告」
[H12]	4/1	地方分権一括法施行			• 地方税財政
[H13]	7/3	地方分権改革推進会議発足		11/17	地域主権戦略会議設置
[H14]	3/28	改正地方自治法成立(3/30公布)		12/15	「地方分権改革推進計画」閣議決定
		• 直接請求制度の見直し等			・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
	10/30	地方分権改革推進会議意見			・国と地方の協議の場の法制化
		・事務・事業の在り方に関する意見			• 今後の地域主権改革の推進体制
[H15]	6/6	改正地方自治法成立(6/13公布)	[H22]	6/22	「地域主権戦略大綱」閣議決定
		• 指定管理者制度の導入等	[H23]	4/28	第 1 次一括法(義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の
[H16]	5/19	, = -, -, -, -, -, -, -, , , , , , , , ,			<u>拡大(41 法律))成立</u> (5/2 公布)
		・ 地域自治区の創設等			国と地方の協議の場に関する法律成立(5/2公布)
[H17]	12/9				改正地方自治法成立(5/2公布)
		「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関			・議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲拡大、行政機
		する答申」			関の共同設置等
[H18]	2/28	第28次地方制度調查会答申		8/26	第2次一括法(基礎自治体への権限移譲(47法律)・義務
		「道州制のあり方に関する答申」			付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160 法律))成
	5/31				<u>立</u> (8/30公布)
		・出納長・収入役の廃止、地方六団体への情報提供等	[H24]	8/29	地方自治法の一部を改正する法律成立(9/5公布)
		地方分権の推進に関する意見書提出(地方六団体)			・地方議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度
	7/7	「骨太の方針 2006」 閣議決定			等
		・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、			「地域主権推進大綱」閣議決定
		国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関	[H25]		地方分権改革推進本部設置
		与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。		6/7	第3次一括法(義務付け・枠付けの更なる見直し(74法律))
	12/8	地方分権改革推進法成立 (12/15 公布)			<u>成立</u> (6/14 公布)
[H19]	4/1	地方分権改革推進法施行		6/25	第30次地方制度調査会答申
					「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体
					制に関する答申」

地方分権一括法(平成11年)以降の地方議会に関する制度改正の概要①

地方制度調査会答申		地方自治法改正	
第26次「地方 分権時代の住	・学識経験者や地域・職域を代表する者等を審議に直接参加させる仕組みを設けることも今後の検討課題とすべき		・条例制定権の拡大・百条調査権の対象拡大
民自治制度のあり方及び地		平成 11 年	・議案提出要件及び修正動議の発議要件の緩和・議員定数の法定定数の廃止(条例制定数制度の導入)・議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定
方税財源の充実確保に関する答申」(平成		平成 12 年	・国会に対する地方議会の意見書の提出・政務調査費制度の創設・常任委員会の数の制限の廃止
12年10月25日)		平成 14 年	・議員派遣制度の創設
		平成 16 年	• 定例会の招集回数の自由化
第28次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のありた」	 ・会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべき ・専決処分の要件の明確化を図るべき ・必要と認めるときに必ず臨時会が開かれる担保が必要 ・法定受託事務の議決事件の追加について、引き続き検討 ・議員定数の法定上限を撤廃することについて、引き続き検討 	平成 18 年	 専門的事項に係る調査制度の創設 議長及び議員への臨時会の招集請求権の付与 ・委員会制度の改正(複数の常任委員会への所属制限の廃止、 議案提出権の付与) ・専決処分の要件の明確化 ・電磁的記録による議事録作成の可能化
答申」(平成 17年 12月9日)		平成 20 年	議会活動の範囲の明確化議員の報酬に関する規定の整備

地方分権一括法(平成11年)以降の地方議会に関する制度改正の概要②

地方制度調査会答申		地方自治法改正	
	・議会の議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委		・議員定数の法定上限の撤廃
	ねることとし、法定上限を撤廃すべき		・議決事件の範囲の拡大
	・法定受託事務について議決事件の追加を認めるべき		・調査権等の対象法人拡大(地方自治法施行令改正)
	・法定受託事務のうち議決事件の追加が適当でないと考えられ		
	るものに対する措置を検討していく必要	平成 23 年	
	・長期間の会期を設定し必要に応じて会議を開く方式など、弾		
	力的な議会のあり方を促進すべき		
第29次「今後	・議会の招集権の議長への付与について、平成18年改正の議		
の基礎自治体	長の臨時会招集請求権の運用状況を見ながら、引き続き検討		
及び監査・議会	• 長の調査権及び長が議会に経営状況の報告を要する対象とな		• 通年会期制の導入
制度のあり方	る法人を拡大すべき		・議長への臨時会招集権の付与
に関する答申」	• 契約の締結等、議決事件の対象について条例で定めることが		委員会に関する法定事項の簡素化
(平成 21 年 6	できる範囲を現行より合理的な範囲内で拡大すべき		・ 公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化
月16日)	• 住民訴訟の係属中に損害賠償 • 不当利得返還請求権を放棄す		• 政務調査費から政務活動費への改正
/3 10 0/	ることを制限する措置を講じるべき		・議決事件とすることが適当でない法定受託事務の規定(地
	・議会への実地検査権について、検査権や調査権の行使の状況	平成 24 年	方自治法施行令改正)
	も勘案しつつ、検討すべき		
	・勤労者の立候補に伴う休暇保障制度等について、議会活動を		
	社会で支える意識の醸成に努めつつ、検討していくべき		
	・議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活		
	動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係等を勘案しつつ、		
	引き続き検討		

地方分権一括法(平成 11 年)以降の地方議会に関する制度改正の概要③

地方制度調査会答申		地方自治法改正	
	・議長の議会招集権を必要に応じて活用すべき		・決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整
	• 基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進		備
第31次「人口	めるべき		
減少社会に的	・議会による予算修正権の拡大については慎重に検討		
確に対応する	・議会が決算認定せず、その理由を示した場合、長が説明責任		
地方行政体制	を果たす仕組みを設けるべき		
及びガバナン	・議会事務局体制強化、議会図書室の機能向上すべき	平成 29 年	
スのあり方に	・ICT を積極的に活用し情報発信等の充実を図るべき		
関する答申」	・公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度等の積極的活用		
(平成 28 年 3	により意思決定過程への住民参加を進めるべき		
月16日)	• 議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活		
	動の実態を踏まえ、引き続き検討		
	・議員活動の透明性確保のための取組を進めるべき		